

大阪大学非常勤講師 10 年雇い止め・学校教育法違反問題について

会見日時	2021 年 11 月 11 日(木)15 時 30 分～
会見場所	大阪府庁記者会見室
会見概要	大阪大学が非常勤講師 10 年上限大量雇い止めと学校教育法違反の隠蔽を画策!!!
概要	大阪大学が（無期雇用転換を回避するための）契約更新 10 年上限規定での 2022 年度末の非常勤講師大量雇い止めと、学校教育法違反の隠蔽のため「教育の質保証」措置を全学に強制。
情報提供者	関西圏大学非常勤講師組合（及び大阪大学教職員組合・大阪大学箕面地区教職員組合） http://www.hijokin.org
連絡先	関西圏大学非常勤講師組合・委員長・新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com
その他	<p>※大阪大学は、2014 年に改正研究開発力強化法の「労働契約法の特例」を非常勤講師に適用した上で 10 年の更新上限をつけました。2023 年度末に 10 年上限で契約終了になる該当者が外国語学部だけで 70～80 人です。現在阪大は非常勤講師との契約は労働契約ではなく、民法第 656 条の「準委任契約」（発注者が法律行為以外の事務を受託者に依頼するタイプの契約）と主張する一方で、2022 年度をめどに労働契約への切り替えを表明していますが、対象者を明らかにしていません。これは非常勤講師 10 年上限大量雇い止めによる無期転換逃れです。</p> <p>また、直接雇用ではない非常勤講師が単独で授業担当教員として成績評価・報告までの業務を行うことは、学校教育法違反です。しかし阪大は 9 月 6 日付通知で「教育の質保証」と称して、非常勤講師が単独で担当する科目の受講者名簿に、授業とは無関係の専任教員 1 名を登録する指示を全学に行いました。ところが、「教育の質保証」の意図に関しては、10 月 21 日の阪大教職員組合・阪大箕面地区教職員組合・関西圏組合による阪大共同団交では一切の説明を拒否しました。以上の問題 2 点に関して、阪大の異常なやり方を詳細に報告します。</p>